

大妻女子大学大学院博士論文審査及び最終試験取扱内規

平成22年2月19日

制定

(論文題目の提出)

第1条 学位規程第4条第1項の規定に係る博士論文の審査を申請しようとする者は、指導教員、専攻主任の承認を得たうえ、第2年次の6月末日までに、博士論文題目届を教育支援グループを経て研究科長に提出するものとする。

2 博士論文題目を変更するときは、指導教員、専攻主任の承認を得たうえ、博士論文審査の申請年度の7月末日までに、博士論文題目変更届を教育支援グループを経て研究科長に提出するものとする。

3 大妻女子大学大学院学則(昭和47年4月1日制定)第13条各項ただし書きに基づき在学期間を短縮できる者に係る論文題目に関する事項は、別途定める。

(予備審査)

第2条 博士論文の審査を申請しようとする者は、その申請の可否についての予備審査を受けなければならない。

(予備審査の申請)

第3条 予備審査を申請する者は、指導教員(学位規程第4条第2項及び第3項の規定に係る博士論文の審査を申請しようとする場合は、本学博士後期課程の論文指導担当教員のうち、予備審査を申請する者が希望する教員。以下同じ。)の承認を得たうえ、次の書類を教育支援グループを経て専攻主任に提出するものとする。

- (1) 予備審査申請書 1部
- (2) 博士論文(仮綴じでも可) 1篇3部
- (3) 学位論文要旨 3部(2000字以内)
- (4) 履歴書 3部
- (5) 研究業績書 3部

2 学位規程第4条第1項の規定に係る博士論文の審査を申請しようとする場合、予備審査申請書等の提出時期は、原則として9月末日又は3月末日とする。

3 学位規程第4条第2項及び第3項の規定に係る博士論文の審査を申請しようとする場合、予備審査申請書等の提出時期は、随時とする。

4 第2項に定める提出時期に提出しない者の予備審査申請書等は、受理しない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て受理することがある。

5 予備審査のために必要があるときは、博士論文の訳文その他関係資料を提出させることがある。

(予備審査委員会)

第4条 専攻主任は、予備審査を行うため、指導教員を含めた専攻内の専任教員3名の予備審査委員で組織する予備審査委員会を専攻会議の議を経て設けるものとする。

(予備審査の結果報告)

第5条 予備審査委員会は、予備審査申請書等の提出のあった日から5週間以内に予備審査を終了し、その結果を専攻主任に報告するものとする。

2 専攻主任は、前項の報告に基づき、専攻会議の議を経て、博士論文の審査を申請するこ

との可否を決定し、研究科長に報告する。

3 専攻主任は、予備審査を申請した者にその結果を速やかに通知するものとする。

(論文審査の申請)

第6条 博士論文の審査を申請する者は、指導教員、専攻主任の承認を得たうえ、次の書類を教育支援グループ、研究科長を経て学長に提出するものとする。

(1) 学位申請書 1部

(2) 博士論文 1篇4部(正本1部・副本3部。ただし、必要に応じてさらに提出させることがある)

(3) 学位論文要旨 4部(2000字以内)

(4) 履歴書 4部

(5) 研究業績書 4部

2 学位規程第4条第1項の規定に係る博士論文の審査を申請する場合、学位申請書等の提出時期は、原則として1月16日又は7月15日とする。

3 学位規程第4条第2項及び第3項の規定に係る博士論文の審査を申請する場合、学位申請書等の提出時期は、第5条第2項の規定に基づき博士論文の審査を申請することが認められた日から3か月以内とする。

4 前2項に定める提出時期に提出しない者の学位申請書等は、受理しない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て受理することがある。

5 博士論文の審査のために必要があるときは、博士論文の訳文その他関係資料を提出させることがある。

(学位論文審査手数料)

第7条 学位規程第6条第1項に規定する学位論文審査手数料は、175,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位規程第4条第3項に規定する者のうち、退学後3年を越えて博士論文の審査を申請する者の学位論文審査手数料は、75,000円とする。

(論文審査委員会)

第8条 学位規程第8条第2項の規定に基づき、研究科長は、研究科委員会の議を経て、指導教員を含めた4名以上の博士論文審査委員(以下「審査委員」という。)で組織する博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設けるものとする。ただし、審査委員のうち1名は、他の大学院又は研究所等の教員等でなければならない。

2 研究科長は、研究科委員会の議を経て、審査委員のうちから主査1名及び副査2名を決定する。ただし、主査及び副査は、本学博士後期課程の論文指導担当の教授、准教授でなければならない。

3 審査委員会は厳正な学位審査体制を確立し、いかなる金品の授受も行ってはならない。

(論文審査、最終試験及び学力の確認)

第9条 審査委員会は、博士論文審査、最終試験及び学位規程第9条第1項に定める学力の確認(以下「学力の確認」という。)を行う。

2 審査委員会は、前項の博士論文審査の一環として、博士論文発表会を公開で開催し、博士論文の審査を申請した者は、この場において、博士論文の内容を説明し、出席者との間に質疑応答を行う。

3 審査委員会は、博士論文審査の結果、その内容が著しく不相当と認めるときは、最終試

験及び学力の確認を行わないことができる。

4 博士論文及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評価をもって表す。

(論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の報告)

第10条 審査委員会は、博士論文審査、最終試験及び学力の確認が終了したときは、学位規程第11条の規定に従い、その結果を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第3項に該当する場合は、研究科委員会への報告に際し、最終試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しないものとする。

(学位授与可否の議決)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決は、投票によるものとする。

(学長への報告)

第12条 研究科長は、前条の議決に基づき、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定する。

2 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(書類の様式)

第14条 博士論文審査等に要する書類の様式は、別記のとおりとする。

附 則

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

2 「大妻女子大学大学院博士の学位審査に関する取扱要項」(昭和58年10月1日制定)は、平成22年3月31日をもって廃止する。

3 この内規の施行の際、平成21年度以前に入学し、現に在学中の者に係る博士の学位審査に関する事項については、なお、従前の例による。

<学位規程第4条第1項の関係書類>

◇ 第1条第1項関係

博士論文題目届

平成 年 月 日

人間文化研究科長 殿

人間文化研究科 専攻
平成 年度 入学
学籍番号

氏名	◎
----	---

論文題目

概要

指導教員名

◎

専攻主任

◇ 第1条第2項関係

博士論文題目変更届

平成 年 月 日

人間文化研究科長 殿

人間文化研究科 専攻
平成 年度 入学
学籍番号

氏名	◎
----	---

論文題目

新	
旧	

概要

指導教員名

◎

専攻主任

◇ 第3条第1項関係

予備審査申請書

平成 年 月 日

人間文化研究科 専攻主任 殿

申請者
人間文化研究科 専攻
平成 年度 入学
学籍番号
氏名 ◎

大妻女子大学大学院博士論文審査及び最終試験取扱内規第2条の規定に基づき、博士論文に下記の書類を添えて提出しますので、御審査くださるようお願いいたします。

記

1. 論文要旨	3部
2. 履歴書	3部
3. 研究業績書	3部

指導教員

◇ 第6条第1項関係

学位申請書

平成 年 月 日

大妻女子大学長 殿

申請者
人間文化研究科 専攻
平成 年度 入学
学籍番号
氏名 ◎

大妻女子大学学位規程第4条第1項の規定に基づき、博士論文に下記の書類を添えて提出しますので、御審査くださるようお願いいたします。

記

1. 論文要旨	4部
2. 履歴書	4部
3. 研究業績書	4部

研究科長	専攻主任	指導教員

◇ 第10条第1項関係

学位論文審査の結果の要旨

報告番号： 甲(又は乙) 第 号

学位申請者	
論文題目	
審査委員	主査
	副査
	副査

◇ 第10条第1項関係

最終試験の結果の要旨

報告番号： 甲(又は乙) 第 号

学位申請者	
審査委員	主査
	副査
	副査

◇ 第10条第1項関係

学位論文審査及び最終試験の結果

学位申請者	
論文題目	
論文審査	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
最終試験	平成 年 月 日
論文審査・最終試験の成績	合格 ・ 不合格

上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

人間文化研究科長

殿

審査委員(主査) _____ (印)

審査委員(副査) _____ (印)

審査委員(副査) _____ (印)

審査委員 _____ (印)

審査委員 _____ (印)

審査委員 _____ (印)

◇ 第12条関係

学位論文審査及び最終試験の結果

学位申請者	
論文題目	
研究科委員会	平成 年 月 日
学位論文審査及び最終試験の結果の判定	合格 ・ 不合格

上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

大妻女子大学長

殿

人間文化研究科長 (印)

<学位規程第4条第2項及び第3項の関係書類>

◇ 第3条第1項関係

予備審査申請書

平成 年 月 日

人間文化研究科 専攻主任 殿

申請者
氏 名 ㊟

大妻女子大学大学院博士論文審査及び最終試験取扱内規第2条の規定に基づき、博士論文に下記の書類を添えて提出しますので、御審査くださるようお願いいたします。

記

1. 論文要旨 3 部
2. 履 歴 書 3 部
3. 研究業績書 3 部

専攻指導教員

◇ 第6条第1項関係

学 位 申 請 書

平成 年 月 日

大妻女子大学長 殿

申請者
氏 名 ㊟

大妻女子大学学位規程第4条第 項の規定に基づき、博士論文に下記の書類を添えて提出しますので、御審査くださるようお願いいたします。

記

1. 学位論文要旨 4 部
2. 履 歴 書 4 部
3. 研究業績書 4 部

研究科長 専攻主任 指導教員

◇ 第3条第1項・第6条第1項関係

学位論文要旨

大妻女子大学大学院

氏 名 ㊟

論文題目

印刷公表の方法及び時期

論文要旨

平成 年 月 日
氏 名 ㊟

◇ 第3条第1項・第6条第1項関係

履 歴 書

大妻女子大学大学院

氏 名 <small>ふりがな</small>	生年月日	昭和 年 月 日 満 歳
現住所	本籍地	
学 歴 (高等学校卒業以後)		
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
研 究 歴		
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
職 歴		
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
賞 罰		
年 月 日	年 月 日	
上記のとおり相違ありません。		
平成 年 月 日	氏 名 ㊟	

◇ 第3条第1項・第6条第1項関係

研 究 業 績 書

大妻女子大学大学院

				氏 名
※ 査読	著書、論文等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は発表学会等の名称
	(著書)			概 要
	(論文)			
	(その他)			

※ 査読を受けたものには、* (アスタリスタ) を付ける。

◇ 第10条第1項関係

学位論文の内容の要旨

学位申請者	
論文題目	
審査委員	主査
	副査
	副査

◇ 第10条第1項関係

学位論文審査の結果の要旨

報告番号： 甲(又は乙) 第 号

学位申請者	
論文題目	
審査委員	主査
	副査
	副査

◇ 第10条第1項関係

最終試験の結果の要旨

報告番号： 甲(又は乙) 第 号

学位申請者	
論文題目	
審査委員	主査
	副査
	副査

◇ 第10条第1項関係

学位論文審査及び最終試験の結果

学位申請者	
論文題目	
論文審査	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
最終試験	平成 年 月 日
論文審査・最終試験の成績	合格 ・ 不合格

上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

人間文化研究科長
殿

審査委員（主査） _____ (印)

審査委員（副査） _____ (印)

審査委員（副査） _____ (印)

審査委員 _____ (印)

審査委員 _____ (印)

審査委員 _____ (印)

◇ 第12条関係

学位論文審査及び最終試験の結果

学位申請者	
論文題目	
研究科委員会	平成 年 月 日
学位論文審査及び最終試験の結果の判定	合格 ・ 不合格

上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

大妻女子大学長
殿

人間文化研究科長 (印)